

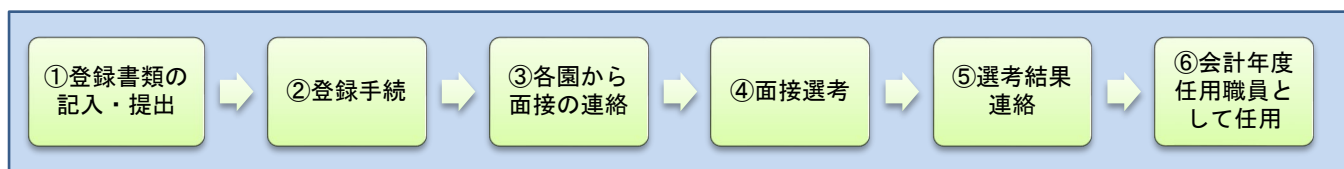
令和8年度採用

栄区 市立保育所会計年度任用職員 保育所スタッフ（日額職）登録制度募集案内

市立保育所で働いていただける会計年度任用職員（保育所スタッフ）について、令和8年度採用分を募集します。会計年度任用職員（保育所スタッフ）は、あらかじめ希望する職種や勤務時間等を登録していただき、任用が必要になった職について、登録いただいた方の中から、選考を経て任用を決定します。（年度当初の任用のほか、必要に応じて、年度途中にも任用を行います。）

市立保育所の会計年度任用職員（保育所スタッフ）の登録を希望される方は、下記をご確認のうえ、登録書類をご提出ください。

1 登録の申込・選考の流れ



（１）登録書類（※会計年度任用職員（日額職）登録用紙）に必要事項を記入のうえ、下記の申込み先に持参又は郵送で提出してください。

【申込先】栄区こども家庭支援課 又は 各保育園

※令和8年4月1日の任用を希望する場合には、【令和8年2月20日（金）】までに、登録用紙を提出してください。

- （２）申込先で登録手続きを行います（任用希望登録の有効期間は、令和9年3月31日までです。）。
- （３）各市立保育所の求人の状況に応じて、登録者の中から面接選考の実施についてお知らせします。※登録期間中、必要に応じて随時選考を行います
- （４）面接選考を実施します。（任用が必要になった職について、改めてその職の勤務条件についてお伝えしたうえで、選考を行います。）
- （５）選考実施後、選考の結果を連絡します。
- （６）選考の結果、採用となった場合は、会計年度任用職員としての任用手続きを行います。

◆注意事項◆

- ・登録は、任用を約束するものではありません。ご登録いただいても、各園の求人の条件に合わない場合には、面接の連絡は行いません。

2 応募資格

希望する職によっては、資格要件を必要とします。（別紙、登録募集職種一覧参照）

（次ページあり）

3 職種、勤務条件等

(1) 職種

別紙、登録募集職種一覧参照

- ① 保育所保育士スタッフ
- ② 保育所保育補助スタッフ
- ③ 保育所調理員スタッフ
- ④ 保育所看護師スタッフ

(2) 勤務条件

別紙、登録募集職種一覧参照

※その他勤務条件等は、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

(3) 身分

地方公務員法第 22 条の 2 に定める会計年度任用職員

(4) 任用期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間で必要に応じて任用します。

(上記の任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、公募によらず再度任用される可能性があります。(最大 4 回))

4 欠格条項

地方公務員法第 16 条に定める採用に関する欠格事由に該当する場合には、会計年度任用職員の任用を行うことができません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 横浜市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第 5 章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (5) 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により、従前の例によることとされる者

5 雇入れ時健康診断

必要に応じて、雇入れ時に健康診断を受診していただきます。

6 その他

- (1) 提出書類に記載されている個人情報、会計年度任用職員の任用手続以外の目的で利用することはありません。
- (2) 保育所保育士スタッフの任用にあたっては、児童福祉法第 18 条の 36 第 3 項の規定に基づき、合格から採用までの間に、特定登録取消者（児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士の登録を取り消された者等）への該当の有無を確認のため、同条第 1 項のデータベースの検索を行います。検索の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は採用されない場合があります。

(次ページあり)

7 停止条件

本件は、令和8年度予算が横浜市会において議決されることを停止条件とします。

8 申込・問合せ先

〒247-0005 横浜市栄区桂町 303-19

横浜市栄区こども家庭支援課 会計年度任用職員採用担当 電話 045-894-8410